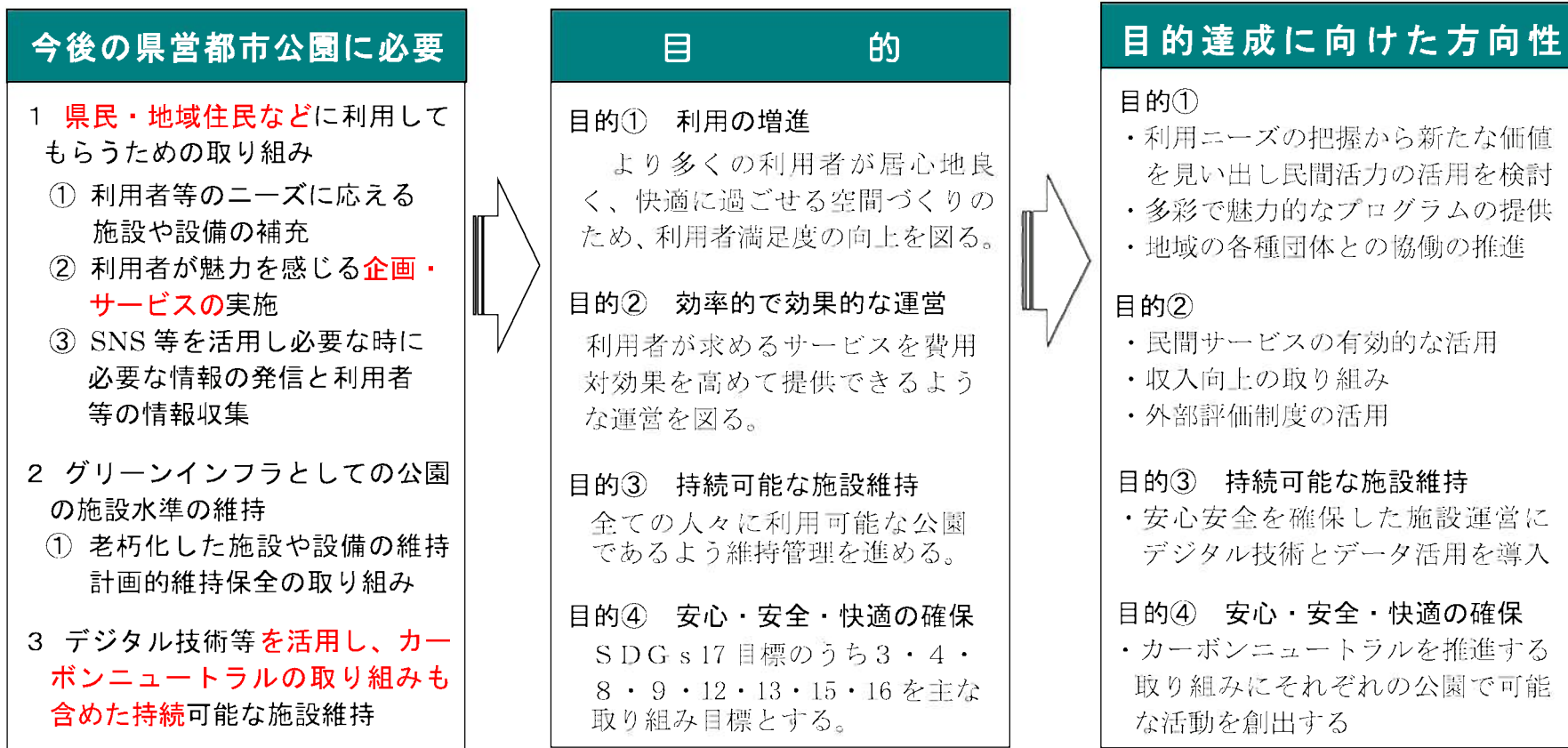


## II 県営都市公園経営基本構想の改訂ポイント

つかわれいきるこうえんに

「使われ活きる公園に」～人中心のまちづくり・公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、価値を高める～



県

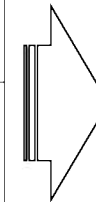
県営都市公園は、本来、広く県民が公園という空間を自由に楽しむために県が設置・管理を行っており、スタジアムなど利用料負担を求める施設についても、その料金は、こうした趣旨から低く抑えられている。このような趣旨を前提としつつ、ステークホルダーとの関係性向上を図ることを優先として、**発想の転換を含めて**上記目的の達成に向けた方向性の検討を行う。

公園管理運営のノウハウや経営感覚を発揮する運営意識の転換が必要

指定  
管理者

### III 構想における具体的施策の概要とこれまでの取り組み

目的達成に向けた方向性		提 言 内 容
利用者満足度の向上方策	利用者ニーズの把握	○地元団体や利用団体等を中心とした協働体制の創設 ○定期的な利用者アンケートの実施
	民間活力の導入	○イベント企画や営業・広報運営への民間取り組みの導入 ○経営マネジメント能力を保有する組織力や人材の活用 ○イベント企画等におけるアイデア収集の実行
	多彩で魅力的なプログラムの提供	○スポーツ振興や健康増進、働き方改革に寄与する公園利用プログラムの提供と外部イベントの誘致 ○自然環境の学習体制の充実と活用プログラムの提供 ○散策等、自然を楽しむグリーンインフラ(緑地空間)の提供
	協働の推進	○地元をはじめとした NPO、ボランティアによる公園運営への参加システムの構築 ○アダプト・プログラム(地域の皆様に公園に愛着を持っていただき、施設の美化活動に取り組んでいただく活動を公園管理者等がサポートするプログラム)の活用
	外部評価制度の導入	○外部評価委員会による公園経営に関するアドバイス
効率的で効果的な運営方策	経営努力目標の設定	○各公園の特徴に合わせた経営努力目標(利用率、利用者数、コスト削減目標等)設定と目標水準の達成事項に基づく年次計画の策定
	利用料金制の導入	○利用料金制度(※)導入によるインセンティブの付与
	運営財源の確保	○ネーミングライツやクラウドファンディングなど導入検討 ○駐車場の有料化の検討
	P F I の活用等	○PFI 等導入による時代の要請に応じた、新たな施設設備等の検討



これまでの取り組み
※公園でボランティアや地域の利用団体との意見交換 ※アンケート実施中
指定管理者制度導入済
※実施中
※実施中
外部評価委員会設置済
経営努力目標を設定、管理中
利用料金制度導入済
未実施⇒検討中
※エコミュージアム、キッチンカー活用

※は、指定管理者において実施中

#### ○管理組織のあり方

さらなる手段としての方向性	施 策 内 容
公園管理運営のノウハウや経営感覚を発揮する管理組織への転換	○経営的な視点と高度な施設運営ノウハウを有する人材の登用 ○公園緑地としての効果発揮を視野に入れたフレキシブルな利用の促進を図り、最もモチベーションの高い組織形態を検討



指定管理者制度導入による  
民間活力導入

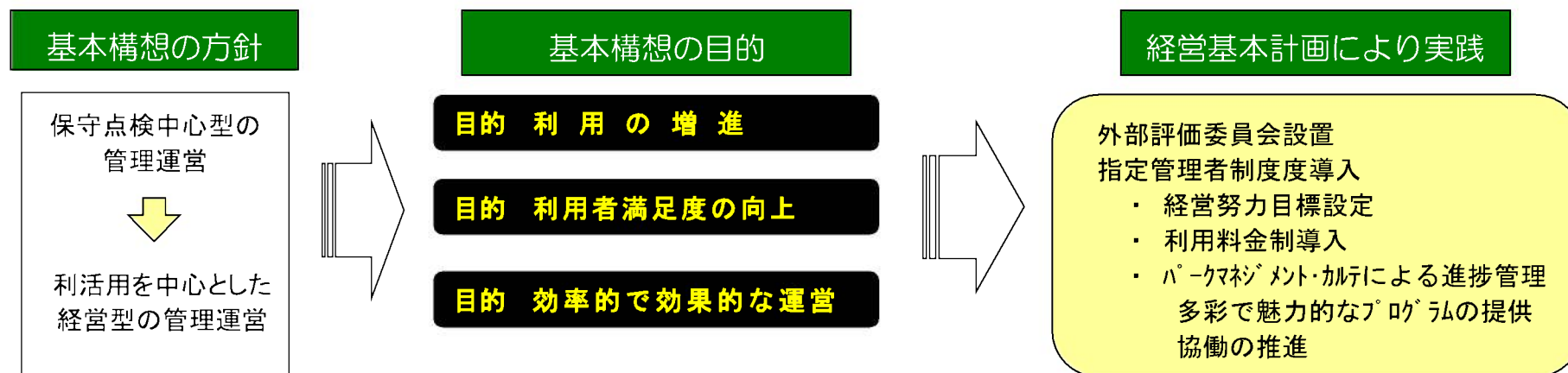
#### IV 第4期経営基本計画までの現状分析

##### 1 指定管理者導入による成果

経営基本構想の目的である「利用者満足度の向上」、「効率的で効果的な運営」については、指定管理者制度への移行により、利用者数の増加、利用者満足度の向上が図られたと同時に、公園の管理経費を大幅に抑制している。

経営努力目標となっている「年間利用者数」についても、利用者数が大幅に増加しており、また、外部評価委員による各公園の外部評価結果でも、数年来、全公園でA(十分満足できる)と評価されている。

基本構想で目指していた「利用者満足度の向上」、「効率的で効果的な運営」を目的とする「利活用を中心とした経営型の管理運営への転換」は、指定管理者制度の導入により、大きく進展した。



成果	指定管理者制度導入前の状況		前回 基本構想見直し時期の状況			近年の状況		
	・利用者満足度	平成 17 年度	3.80	平成 25 年度	4.24	(0.44 ↑)	令和 4 年度	4.42
・利用者数	平成 17 年度	270 万人	平成 24 年度	380 万人	(110 万 ↑)	令和 4 年度	394 万人	(14 万 ↑)
・管理経費(6 公園)	平成 16 年度	1,659 百万円	平成 24 年度	1,368 百万円		令和 4 年度	1,575 百万円	(207 百 ↑)
・管理経費(浜名湖 GP)	平成 21 年度	344 百万円	平成 24 年度	256 百万円		令和 4 年度	369 百万円	(13 百 ↑)
	(H17 年度=2005 年度)		(H24 年度=2012 年度 消費税 10%換算)			(R 4 年度=2022 年度 消費税 10%)		

## 2 第5期経営基本計画に向けての課題

第4期までの基本計画期間を通じて、指定管理者等の民間活力の導入が成果を上げる一方で、公園の所有者である県と指定管理者の役割に応じて、これまでの期間における公園を取り巻いている環境の変化に対応する必要性が生じている。

### (1) 県と指定管理者の役割

基本計画の推進の過程で、県営都市公園の管理が指定管理者制度による管理に移行したことにより、現状では、県と指定管理者の役割は以下のとおりとなっており、具体的には、県と指定管理者との協定書の中で定めているが、それぞれの役割に応じた取り組みが必要である。

#### ア 公園事業の運営における役割分担

- ・ 県は、それぞれの公園の設置目的を実現するために各公園ごとに経営基本計画を定め、戦略項目と機能、戦術(施策)を提示する。
- ・ 指定管理者は、応募時に、経営基本計画に沿って提案を行い、戦術の内容として具体的に実施する業務を提示し、実行する。
- ・ パークマネジメント・カルテには、県が経営基本計画に基づき、「戦略」、「機能」、「戦術」を、指定管理者が「具体的施策の内容」を記載し、マネジメントサイクルにより進捗管理を行う。

#### イ 施設の維持管理における役割分担

- ・ 県は、施設の維持管理基準を定め、指定管理者は基準に沿った維持管理を行う。
- ・ 日常業務の中で、施設・機器の異常や修繕、更新の必要が発見された場合には指定管理者が県に報告、定期的に修繕協議等を行い、優先順位の高い部分から、修繕や備品調達を行う。
- ・ 原則として、小規模な修繕は指定管理者、大規模な修繕や改修、更新は、設置者である県が行う。